

男女の賃金の差異に関する実績

| 区分 | 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|---------------------------------|
| 全労働者 | 88.2% |
| 正規雇用労働者 | 91.7% |
| 非正規雇用労働者 | 108.2% |

<説明>

※対象期間：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

※賃金：基本給、各種手当、超勤労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

※非常勤職員：①嘱託除く②正規職員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。